

動物実験の倫理と動物法研究

Ethics on animal experiments and research on animal law

古澤美映
FURUSAWA Mie

要旨 本稿は、動物実験の法や倫理はいかにあるべきか？動物の権利とは何か？という疑問に始まり、米国における調査を加えて考察を重ねた過程を提示している。1. ではこの問題に取り組むことになった背景、2. では動物実験の倫理原則、日本や米国、さらに英国での動物実験の法的枠組みについて述べる。さらに3. において米国の実験動物を保護する目的の二つの判例を検討する。4. では動物の法的地位と動物の権利論についての法学者の議論の状況について述べる。そして最後に米国の動物法学者である Kathy Hessler 氏の平和主義的アプローチと、筆者がこれまでに取ってきた立場とを対比させることにより、権利論に代わるアプローチの可能性について考える。そして立場や国を超えて協調的に動物保護の枠組み作りに取り組んでいくことの重要性を提示する。

1. はじめに

2009年11月の時点において、米国の122を超えるロースクールで動物法の授業が行われている。以前は動物法の授業など皆無であったが、ここ10年程の間に急速に現れ発展してきた新しい動きであるという。日本では、動物法研究は徐々に盛んになってきているものの、法学部やロースクールで動物法を教えるというのはまだ現実的なことではないという反応が一般的であるかもしれない。

このような状況の中で筆者は、米国ではどのような形で動物法研究が発達したのか、動物法の授業はどのように行われているかに次第に興味を持つようになった。そして2008年10月にオレゴン州ポートランドにある Lewis & Clark Law School で開催された Animal Law Conference へ参加、2009年7月には同校の動物法の授業を聴講する機会を得た。これらを通じて、米国内のみならず、英国や豪州などでも動物法への注目が高まり、法という枠組みにより動物が守られつつある状況を少しずつ知ることができるようになった。そして彼らもまた、日本の動物のおかれた状況に関心を持ち始めた。

2009年11月に開催された日本法哲学会に、多くの関係者の力添えを得て、米国から二人の動物法学者が来日した。Pamela Frasch 氏と Kathy Hessler 氏は共に Lewis & Clark Law School の Center for Animal Law Studies に所属している。「動物の法的地位についての法哲学的考察」と題したワークショップにおいて、Pamela Frasch 氏は「動物の種類による不平等取扱いと合衆国における実践 —道徳的・法的ジレンマ—」(The Unequal Treatment of Animals by Species and Practice in the United States: A Moral and Legal Dilemma)、Kathy Hessler 氏は「実験される動物：問題点といくつかの帰結」(Animal in Testing: Concerns and Consequences) という報告を行った。筆者は以前から動物実験の倫理について調査をしていたため、Hessler 氏の関心と重なるところが多かった。し

かし動物を保護しようとする目的は同じでも、倫理的立場については若干の違いがあった。これらを検討するために、動物実験を取り巻く現状と議論を紹介することからはじめたい。

2. 動物実験をめぐる法制度の動き

まず動物実験についての倫理原則である3Rsについてと、日本と米国、それから欧州地域での特徴を表す英国の法制度について概観する。これらは主に2007年の時点での調査に基づいており、その後の経過については十分に反映されていないことを述べておかなければならない。

2.1 3Rsについて

1959年に、イギリスのWilliam Russellと彼の助手のRex Burchが“The Principles of Humane Experimental Technique”の中で動物実験についての倫理原則として3Rs—replacement（代替）reduction（数の削減）、refinement（苦痛の軽減）を掲げた。この原則は、これ以後の世界的に動物実験のルールを考える際の拠り所となった。意識のある脊椎動物について、できるだけ動物を使わない代替法を用いること、使用する数を最小限にすること、動物を使う場合はその苦痛を最小限にすることが薦められている。この3Rsは動物実験の計画が認可されるかどうかにおいて検討事項となっている。最近は、四つ目のRとしてResponsibility（説明責任）が挙げられるようになった。

2.2.1 日本

日本では、動物実験の適正化についてはアメリカ型の施設ごとの自主規制であるが、アメリカのような実験施設を第三者が査察するような制度の整備については、その努力がなされている途上である。そして、「実験動物の福祉」と「動物実験の適正化」は違うものとして扱われ、それぞれ法やガイドライン、管轄する省庁が分けられた縦割り式である点が、諸外国と異なる。「実験動物の福祉」とは、3Rs原則の遵守という観念的なものと、実験動物の飼養保管、実験中の苦痛の軽減、実験終了後の処置等の実態的な行為面についてである。「動物実験の適正化」とは、科学研究の一要素として、科学的妥当性・再現性の確保、コストパフォーマンス等を観点とする〔東海林、2005、ページ：123〕。実験動物の福祉の向上については環境省が管轄する。動物実験の適正化について監督をするのは文部科学省、厚生労働省、農林水産省などである。それぞれの法やガイドライン、役割やその特徴などを見ていきたい。

環境省は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、動物愛護管理法と略す）を2005年に改正した。それに伴い、動物愛護管理法施行規則が2006年1月に省令として出された。同年4月には、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」が告示された。また同年10月には「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が告示された。実験動物については、それまでは苦痛の軽減（refinement）のみであったことに加えて、この法改正にて新たに動物数の削減（reduction）と代替法の活用（replacement）が配慮事項として盛り込まれた。この中で唯一の義務規定である苦痛の軽減が、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」で具体

的に動物福祉の方法として示されている。以下動物愛護管理法における関連条文を抜粋する。

第41条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

- 2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、その動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。
- 3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みがない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によってその動物を処分しなければならない。
- 4 環境大臣は、関連行政機関の長と協議して、第2項の方法及び前項の処置に関しよるべき基準を定めることができる。

（下線加筆）

この法律の指す愛護動物とは、人が所有していなくとも適用されるものとして、「牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる」の11種類と、「人が占有する哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの」とされている。また、この改正であらたに動物取扱業が登録制になったが、「畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く」とされているので、実験施設は登録の適用除外である。この点で、アメリカのように行政が実験施設を査察するような制度とも異なる。

この法律は一般に「ペット保護法」といわれるように、ペットに重点が置かれたものであり、終生飼養の愛玩動物（家庭動物・展示動物）と致死的利用の経済動物（実験動物・畜産動物）とは扱いが異なる。動物取扱業の適用範囲にも見られるように、愛玩動物に対しては理念法及び規制法として機能するのに、経済動物に対しては単なる理念法としてしか機能しない〔東海林、2005、ページ：122〕。

また動物実験の適正化については、文科省が「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」を、厚労省が「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」を、農水省が「農林水産省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」をそれぞれ作成した。そのほか、薬事法、労働安全衛生法、農薬取締法等の各種法規制、文科省から各大学等あてに「各大学等における動物実験について」の通知などがある。

またその他日本学術会議が「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を出している。これにより、各研究機関内における自主規制体制が確認されている。日本ではこのように、法は理念のみを謳い、各機関がこれらガイドライン、指針を基に個別に規定等を定め、各施設の動物実験倫理委員会が独自に審議する。以前から第三者評価の制度が欠けており、透明性が得にくいことが指摘されていたが〔黒澤、2007〕、最近これを改善する試みがなされつつある〔佐神、2010〕。

とはいえこれらの基準やガイドラインを通して、動物実験が科学研究に「必要不可欠」であることが明記され、今後動物実験の役割がますます「重要」となることが確認されている。日本における動物実験への考え方や特徴が見て取れ、諸外国との法制度の比較の手掛かりとなる。EU諸国と比べると動物実験については法的に「自由」である印象を受けるのではなかろうか。

2.2.2 米国

アメリカでは現在、二つの連邦法が実験目的の動物の使用を規制している。それは Public Health Service Act—しばしば健康研究拡大法 (Health Research Extension Act of 1985) と呼ばれる—と動物福祉法 Animal Welfare Act (AWA) である。また、すべての州は anti-cruelty law のように動物の虐待の禁止や、動物の使用を規制する法律を持っているが、研究使用はほとんど適用免除となっている。これらの背景と特徴、その周辺の事柄を概観したい。

PHS 指針

公衆衛生局 PHS は米国保健福祉省 (DHHS) の中でいくつかの健康機関を包括しているが、元来その構成要素の一つに国立衛生研究所 National Institute of Health (NIH) がある。現在多くの研究施設は、公衆衛生局 PHS か、その代理としての国立衛生研究所 NIH から、資金提供を受けている。これらの資金を受給している施設はすべて実験動物の人的管理と使用についての PHS 指針 (PHS *Policy on Humane Care and Use of Laboratory Animals*) に従わなければならない。

実験動物についての規制は、1935年から、公衆衛生局 PHS によって広められた。当初実験動物の管理と使用に対する NIH ガイドラインとして、勧告を提供した。次に1963年に米国研究評議会 (National Research Council) が NRC ガイド (*The Guide for the Care and Use of Laboratory Animals*) をまとめた。これに基づいて NIH から1971年に初めて指針という形で出された。これは1973年に最初の PHS 指針に取って代わられて PHS から出されることになった。

1985年に連邦法である健康研究拡大法が修正されて、新たに動物福祉に関する条項が含まれ、NIH がその施行の責任を負うこととなった。そこで PHS 指針は86年の改正で大きな進展を見せた。それは現在も、PHS 指針と、NIH ガイドライン (ILAR ガイドライン) という形で存在¹⁾し、次のような特徴がある。

この適用対象は、先に述べたように PHS から受給されている研究施設のみであり、動物の範囲は、すべての生きた脊椎動物である。これは AWA との適用範囲の違いに注意が必要である。

さらに、この指針は施設の動物実験倫理委員会 Institutional Animal Care and Use Committees (IACUCs) の設立を求めている。この点で自主規制中心のアメリカ型の規制の特徴として、次に説明するイギリス型と対比される。IACUCs は NIH ガイドラインを用いて動物の管理と使用についての計画を確立することを求められている。PHS 指針は、IACUCs に少なくとも5人のメンバーを要求しており、それには実験動物科学の経験を持つ獣医師、科学者、素人、その施設につながらない人物を含めなければならない。ま

たこの委員会は、半年毎の計画の評価と、施設の視察を行う義務がある。イギリス型の手順重視の規制に対して、アメリカ型は結果重視の規制と言われ、指針には結果的に守られるべき項目が書いてあり、それを達成する方法は、各施設の IACUCs に委ねられる。

動物福祉法 Animal Welfare Act (AWA)

動物福祉法の最初の成立時は、ペットを実験業者に売られることを禁止することが目的であった。1966年に、生命医学研究にペットが売られる様子を暴露した出版物の影響で、ペットを保護するためにこの法は実験動物福祉法 Laboratory Animal Welfare Act (LAWA) という名で提出された。LAWA は業者の動物の売却や輸送、特定の実験施設による動物の保持について、具体的に記載されていた。70年の改正で、名称がLAWA から現在の動物福祉法 Animal Welfare Act (AWA) に変えられた。その後、幾度も改正が重ねられた（76年、85年、90年、02年、07年）。そのなかでも85年の改正が実験動物の福祉については現在につながるものであり、最も注目に値する。

AWA は農務省 USDA が行政上の責任を負っている。農務省は、動物の人道的管理、扱いに関する規制の公布、施行を行う。農務省は年に一回の査察を行う義務がある。しかしながら、どうすることが具体的に“人道的”なのかの定義が抜けているという指摘もある（Vanderau, 2006, p. 726）。それはPHS指針と同様に、各施設の IACUCs に委ねられている。

AWA は適用される動物の範囲に大きな特徴を持っている。AWA の対象はイヌ、ネコ、霊長類、ウサギ、ハムスター、海洋哺乳動物などである。その適用除外は、鳥類、魚類、ラット、マウス、農場動物などであり、それはすべての実験で使用されている数の約95パーセントを占めている。このような大幅な除外は、AWA の実験動物の抜け穴であるとして多くの学者や市民団体が指摘するところである。

2.2.3 英国—EU 地域の特色を参考にするために

イギリスでは、1876年の the Cruelty to Animals Acts が、科学実験での動物を特別に扱う法となっている。この法については当時批判があり、この法を変えるための公式・準公式の委員会ができた。そして欧州指令 EEC 86/609 の影響もあり、イギリス政府は1980年代に新しい法の草案を作成し、1876年の法も、動物（科学的処置）法 Animal (Scientific Procedure) Act 1986 に置き換えられた。この A (SP) A が現在も続いている。

イギリスの動物実験を規制する法は、アメリカの自主規制・結果重視型規制に対して、政府管理・手順重視型規制と言われる。なぜ法に「実験」ではなく「処置」という言葉を用いているかは、Nuffield Council on Bioethics の説明によれば、動物の福祉は、特定の科学実験の結果だけによるのではなく、実験動物の生活環境に関わるあらゆる側面から影響を受けるからである。このため手順を細かに規制しているという。アメリカ型に対してイギリス型として特徴づけられるこの制度を詳しく見てみたい。

A (SP) A の適用されるのは、すべての脊椎動物（哺乳類、爬虫類、両生類、鳥類、魚類）で、「動物に苦痛や痛みなどを引き起こすあらゆる実験や他の科学的処置について」対象とされる。そして A (SP) A は三種類のライセンスの項目を設けている。それは個人免許と、プロジェクト免許と、施設認定であり、その認定は内務大臣 (Secretary of State)

が行う。A (SP) A の施行と三つのライセンスの行政管理は現在内務省が行っている。

個人免許を持たないで実験を行うと、罰金または2年以下の懲役の刑事責任を問われる。A (SP) A は内務大臣に、ライセンスを発行する場合の自由裁量の権限を与えている。プロジェクトライセンス認定には、コスト・ベネフィット評価が求められている。この動物が受けるコストと、実験によって見込まれる利益との間の功利主義的評価は、イギリスでは施設のERP(Ethical Review Process)を経て、A (SP) A の定める動物処置委員会 Animal Procedures Committee (APC) による。APC は議長と、少なくとも12人の他のメンバーから構成される。その少なくとも2/3は資格や経験のある科学者、獣医外科医、医師でなければならず、少なくとも一人は弁護士でなければならない。また通常は動物福祉家や哲学者もメンバーとして入っている。この動物処置委員会は内務大臣にあらゆる助言を与える権限があるが、それ自体で決定を下すことはない。

イギリスの動物実験評価は、功利主義と絶対制約(constraint)の混交だということだが、ベースはコスト・ベネフィット論である。実験によって見込まれる人間社会の利益と、動物の苦痛という、異種間の異なる内容の比較である。

施設認定にあたっては、内務省の査察員により、約半数は事前通知せずに行われる。内務省の査察員は、個人免許やプロジェクト免許の評価や施設の査察を行う責任があり、必要ならばいかなるプロジェクトを停止させたり、極端な苦しみを経験している動物の人道的殺害を命じたり、プロジェクトや個人免許の取り消しをしたりすることができる。

3. 米国における判例から見える実験動物保護の限界

このような各国の動物実験についての法やガイドラインの刷新や、代替法について世界的ハーモナイゼーションの動きがある一方で、実験動物の権利は現在十分に守られているかという問いに対して、米国の動物法学者の多くがNoと答えた。その理由を探るべく、ここでは実験動物の保護をめぐる二つの判例を取り上げる。米国のロースクールにおける動物法の授業を見学した際に詳述されたのだが、筆者の理解の範囲で説明する。

3.1 1986年の *International Primate Protection League v. Institute for Behavioral Research, Inc*²⁾.

これは、私的な個人からなる団体が、連邦計画に基づいた医学研究者に対して異議を申し立てた訴訟である。このもととなる事件は、州の刑事法廷ではじめは研究者が有罪とされたことでも珍しいが、その経過は以下のようなものである。

メリーランド州にあるこの行動研究施設 Institute of Behavioral Research (IBR) は、国立衛生研究所 NIH から補助金を受給していた。また農務省は、AWA により、この施設の査察義務を負っていた。この施設の主任科学者の Dr. Edward Taub の研究とは、サルを使って、神経を切断した後手足を動かすための能力に関するものだった。訴えを起こした Alex Pacheco は Dr. Taub のもとで働いていたが、Dr. Taub のサルに関する研究の扱いが連邦の実験動物の管理基準に合っていないと考えた。Pacheco によると、サルたちが十分な水と餌を与えられず、衛生環境も、獣医学的な管理も劣悪を極めていた。彼は証拠を集めて訴え、モントゴメリー警察署は17頭のサルを差し押さえ、地方裁判所の

命令により NIH の施設へ移動された。そのうち 6 頭についてはメリーランド州法典 27 条 59 項違反のかどで州の刑事法廷で有罪とされが、後にこれは覆されている³⁾。

Pacheco を含む原告は、*International Primate Protection League v. Institute for Behavioral Research, Inc.* において、この差し押さえられたサルたちが、再び Dr. Taub の研究所へ戻ることを防ぐ目的で、連邦裁判所に訴えを起こそうとした。彼らは自らの当事者適格要件を満たすために、経済的と非経済的な権利侵害を提示している。ここでは、サルの当事者適格要件はもとより、他者の所有する実験動物について訴訟を起こすことの難しさの一端が伺えよう。

まず経済的な権利侵害には、この施設は NIH 受給施設であるので、原告の税金の納税者としての理由などを挙げた。非経済的な理由の一つには、原告の個人的利益として、審美的利益 (aesthetic injury) とも言える、動物の良い扱いを推進したいというものだった。もう一つは、もしサルたちが IBR に戻されたら、原告とサルたちとの関係が壊されるというものだった。これは自然保護の *Sierra Club v. Morton* を意識したものだったが、裁判所はこれらどちらの非経済的理由も否定した。結局原告は効果的な事実上の権利侵害を示すことができず、ゆえに当事者適格を否定され、この訴訟は棄却された。

AWA において私的な個人が当事者適格を得ることの困難は、多くの法学者が問題とするところだが、その中でもミシガン州立大学で動物法を教える David Favre の見解は次のようなものである (Favre, 2008)。すなわち、そもそも AWA は、連邦議会による法制定の目的として、医学研究の進展を阻止する意図のものではない。裁判所は、IBR がサルの扱いを適切にすればこの法の施行に十分であり、私的な個人が医学研究に関する訴訟を起こす権利は認められないと考える。施設を査察する農務省も、研究施設の適切さに対して責任を持っているのであり、研究者による実際の研究にまで口を出す権限は与えられていない。よって、原告の主張する私訴権は、連邦議会の意図と矛盾しているため却下されたのではないかという⁴⁾。

3.2 1994 年の *Animal Legal Defense Fund, Inc. v. Espy*⁵⁾

このような AWA における訴訟の壁から、代替として行政手続法 Administrative Procedure Act (APA) のもとで、実験動物の保護の訴えを起こした判例がある。それには、1994 年の *Animal Legal Defense Fund, Inc. v. Espy* が例としてあげられる。これは二つの団体と二人の個人からなる原告が農務省長官に対して、AWA が適用除外としている鳥類、ラット、マウスを含めることを求めた訴訟である。

個人の原告の一人である心理生物学者の Dr. Patricia Knowles は、かつて AWA によって規制されている実験施設で研究していた。彼女は、AWA から実験動物として最も使用される種が AWA から除外されているために、これらの取り扱いが悪く、実験結果に悪影響を及ぼしたと主張した。しかし裁判所は、彼女がこの施設で研究していたのは過去のこと、当事者適格要件の差し迫った利益侵害には当たらないとした。また団体としての原告は、AWA の適用除外している動物についての情報や資料を集めて、動物保護についての社会の啓蒙を行うという利益を主張した。裁判所はそれも AWA の保護する事実上の権利侵害に入っていないと結論付け、これを却下した。

Cass Sunstein は、ALDF の要求する AWA の情報についての要求は、他の一般的な開

示請求の要求から飛び抜けたようなものではないとして、この裁判所の判決は誤っているとした (Sunstein, 2004)。このように、APA のもとでの情報の利益からの訴訟も、当事者適格を得られないことは少なくない⁶⁾。

4. 動物の権利論と Kathy Hessler 氏の平和主義的アプローチの検討

これらの動物を保護する目的の訴訟における障壁と、動物の法的地位についての議論は、現在も継続中である。ここではこれらを後押ししてきた動物保護についての法学者の議論を取り上げる。法における動物の位置づけ、米国における動物の権利論、そして Hessler 氏と筆者の視点の相違を提示する。

4.1 感覚ある存在としての動物

動物が単なる物ではなく、感覚を持つ存在であることは、世界の条約や法律の中にも明記されるようになってきた。例えば、アムステルダム条約により Europe Community 条約に付帯した「動物の保護及び福祉に関する条約議定書」の中では、動物を“sentient being”として認めている。日本の動物愛護管理法では「動物が命あるもの」としている。ドイツ動物保護法には、86年の改正で、第一条に「同じ被造物としての動物に対する人間の責任に基づき…」という基本原則が置かれた [青木、2002、ページ：163]。フランスの1976年の「自然保護に関する法律」では、デカルトの動物機械論の伝統に反して、動物が「感覚ある存在」であると明記された。1994年のフランス新刑法典に、動物虐待が「人に対する罪」「財産に対する罪」「国民・国家・公共の安全に対する罪」のいずれでもない、「その他の罪」の中に入れられたことから、動物が財物とは区別されていることが分かる [青木、2002、ページ：50-51]。ドイツの民法典では「動物は物ではない。動物は特別の法律によって保護される。動物については、物についての規定を、他に規定がない限り準用する」とされている。オーストリアでも同様の条文がある。 [青木、2002、ページ：165, 181] このように、法の中で人でも物でもないカテゴリーが作られつつあることは注目に値する。

このように、動物は単なる物とは違う地位を認められ、独特の道徳的な配慮の対象とされるようになってきている。さらに真にその利益を配慮されるためには、法の定義だけでなくその実効性に注目されねばならない。動物の福祉の法律といえども、畜産動物、実験動物などの致死利用目的の動物は、除外規定によりあらゆる保護の網から抜け落ちやすく、効果的でないことは、アメリカのAWAでも日本の動物愛護管理法でも言えることである。

そもそも、法的には一旦等しい権利を付与されれば、それらは同じ権利を享受しうるものとして扱われる。道徳的な地位と、法的な権利は、人間でも全く同じではない。法は道徳を反映する一方で、便宜的で恣意的に設定する機能的側面や強制力をも合わせ持つので、場合によっては我々の通常の道徳的意識からもかけ離れたものともなり得る。法的な「物」は、人間の所有の対象となるので、権利の主体ではなく、権利の客体である。また、会社などの法人は、そのものの道徳的な地位は考えられないが、法人格を与えられた以上、法の中では権利の主体として扱われる。動物の場合は、機能的な側面よりも、感覚や命ある存在であることが、苦しめられないことなどの利益を導くと考えられる。最近では、生きて

いる人間ではない、臓器などの人体についても、個人が自由にしてよい完全な物ではなく、道徳的配慮の対象となりつつある。それは何らかの形で尊重されるべきであるという道徳的意識の高まりが、法の世界にも影響を及ぼしつつある。具体的にそのことが法的にどのような帰結を生み出すのか、実践として「物」の関門をどう越えて、感覚ある存在としての動物の利益が守られるべきか、で議論が分かれている。

4.2 米国における動物の権利論をめぐる状況

動物の「権利」が、法人格を意味することを主張するのは Steven Wise である。彼は、ある程度の認知の能力を超えた動物（おもに大型類人猿）を、人間の子供や精神障害者のように、裁判官が自律性を擬制することで法人格を与えられるとする。アメリカのラトガーズ・ロー・スクール（the Rutgers University School of Law）の Gary L. Francione は Wise のような権利の人格主義を取らないが、動物が法の世界で物の地位であることが、動物が法の扉から締め出される原因であることを指摘する。「物」の地位では動物の苦しみを廃止することにはつながらないので、動物の物格を廃止することを提案する。そして、英米法におけるエクイティの観点から、等しいものは等しく扱われるべきだとし、大型類人猿は脳死者や胎児などの「人格」の基準を十分にクリアしているので、法人格を得るとしている。

彼らに対して、動物の「権利」が人間と平等でないことを前提としたうえで、法を動物の利益を考慮する仕組みにしようと試みる立場がある。基本的には現在の動物保護法はこの流れに沿っている。動物の権利アプローチに対する、いわば福祉アプローチといえる。しかし一口に福祉といっても、「権利」に対する割合によってグラデーションが異なる。Favre は、動物が利益を持つゆえに、裁判における当事者適格を持つことを主張している。Francione が動物の物の地位を廃止した後で、具体的に動物の扱いをどうするのかの提案がなく、混乱を招くだけだとして、人—物の法的枠組みを維持した延長に、動物保護のシナリオを見出した。物格廃止への緩やかな道筋として、中間的な地位を動物に考えている。Francione のように動物が人間と平等の地位であることを言わないで、動物のために具体的にできることをしてはどうかという提案である。彼の理論は、当分の間、畜産や動物実験の廃止は社会の同意を得られないということを前提としている。

Sunstein は、感覚ある動物が他の机などのような動かない物と、異なる扱いを法の中でも受けるのは、もはや当然のことと考えている。彼は、ベンサム動物に対する考えに同意を示しており、動物は生命を継続させる利益は持たないが、質の良い生を享受する利益は持っているとする。そして、より良い扱い、より厳しい規制は必要だが、畜産や実験利用への否定まではしていない。しかし、もし良い扱いが得られなかった場合は、動物は訴訟の場で利益を審議され、原告となり得る権利を持つために、AWA に私訴制度を盛り込むべきだという点では Favre と一致する。彼は子供や精神障害者が、ある程度権利を制限され、その保護者によって管理されることと、動物の法的立場を類比的に考えている。よって所有者がいることは悪いことではなく、管理者として責任の所在を明らかにするためにも、動物は物の地位の方が幸せだとしている。Sunstein の考えは、動物の無責任な解放ではなく人間の保護が必要なものとして捉え、人間の責任を明確化するという点では説得力がある。ただしその保護管理の内容は、人間の marginal cases⁷⁾ の場合とは異なり、

必ずしも動物の利益を最優先させたものではない。

Epstein も、Sunstein や Favre 等と同様に、Francione の廃止論は実現しそうにないとして、折衷案を提案する。彼は、第一印象として動物実験は良くないことだと考え、動物が法において他の動かない物と同様に扱われるべきだという主張は馬鹿げているとする (Epstein, 2004)。しかし、動物実験の人間への有用性と、動物に人間に同等の法的権利と身体の尊厳を認めることによる混乱を理由に、女性や奴隷では認められるべきであった完全な権利獲得過程とも、子供や精神障害者などの人の marginal cases のそれとも区別すべきとする。その一方で能力によるヒエラルキーを重視し、チンパンジーは実験されるべきではないが、牛などの畜産動物は実験にも使われると考える。動物に対しては、カント的な絶対のルールに頼らずに、個別のケースごとのバランスを取るような不安定な両者の小競り合いの方が適しているとする。確かに、動物の権利という形而上学的な争いに終始するよりは、現に今起こっている問題について具体的に動物の利益を主張した方が動物のためになるかもしれない。とはいえ、Epstein のいう人間の利益と動物の犠牲とのコスト・ベネフィットで、カント的絶対基準によらないことは、動物が犠牲になる可能性と常に隣り合わせである。

彼らに対して Francione は、動物の扱いが所有者の判断に委ねられていることがそもそも問題だとする。子供や精神障害者は、普通の権利を持つ大人に対して、能力的に劣っているけれど、食料にされたり過酷な実験に処せられたりは決してしない。子供や精神障害者が法人格を持ち、動物が物の地位であることが、扱いを全く異ならせるのである。

おそらく、倫理的に徹底して動物の苦しみを排除するためには、動物の搾取廃止、物の地位廃止以外にはないだろう。Favre や Sunstein, Epstein は法があらゆる立場の人の合意と妥協を見出すものだと現実的に捉えている面があるのかもしれない。あるいは法は人間が行使するもの、動物は人間が保護管理するものと捉えているのかもしれない。法が自然法に依拠し、動物は他者に利用されない利益が存在するとすれば、そもそもそういう議論は成り立たない。平等なものは等しく扱われるべきだという Francione の絶対廃止の議論がなされるのも当然かと思われる。しかし、その倫理感がどこまで法的強制力を伴い得るかは、さらに考察が必要である。

主に欧州地域で、ある種の動物実験が禁止になりつつあるのは、このような福祉アプローチに、動物の権利が漸進的に取り入れられつつある現れであると受け取られる。動物実験の法にも、動物の福祉（功利主義）が現在のベースではあるが、動物の道徳的重みとしての権利のグラデーションが現れてくる。このような倫理的背景が法にも影響を与えている。

4.2 Francione の動物実験廃止論

哲学的背景としては、70年代にさかのぼる動物の解放運動は大きく分けて、功利主義のピーター・シンガーとカントの義務論を動物に拡張するトム・リーガンの権利論の系統が対比的に扱われている。実験動物についても、全体とのバランスを取られるパーツの一つとしてか、そのものの存在が制約となりうる権利の保持者として扱われるべきか、議論が分かれる。完全な権利の保持者となれば、実験そのものが廃止となろう。動物実験に対する考え方の二つの主流として、功利主義を基礎に帰結に照準を置いたものは福祉論、全体の帰結とは無関係に、絶対基準を個人の側に設けるものを権利論とされており、それら

はあらゆる場面で異なる意見となって現れる。福祉論は、現在の動物搾取そのものは否定せず、実験の必要性を肯定的に捉え、3Rs などより良い規制を行うことで基本的に足りるとする。苦痛を感じない動物の死そのものは悪とはされない。それに対して、権利の立場をとると、権利を持つものは、それ自体目的として扱われる必要があり、他者のために道具とされるべきではないので、実験使用そのものを否定する。

Francione は、畜産や現在の多くの動物実験が人間にとって不必要なものであることを指摘した上で、もし人間の役に立つ実験、必要な実験があったとしても、それは正義の問題として正当化されないとする。つまり、「科学的必要性」は動物実験の正当化の理由にはならない。そして、帰結主義であろうと、権利論の立場に立とうとも、動物のあらゆる搾取は正当化されず、最後は廃止論へ行き着くという。彼の理論の根底には、感覚あるものは、正義の言葉で語られる範囲に含まれるべきだという考えがある。

Francione は、基本的には絶対主義の義務論の立場に立っているものの、その根拠を感覚があり、苦しみ得るものとしている。リーガンが、そのものが生の主体であること、選好自律 (preference autonomy) を持つことを権利の資格として据え、カントの人格の概念の拡張を動物に見出すことと、この点で異なる。また Steven Wise の、大型類人猿の心の複雑さから自律性が生じ、そこから尊厳が備わり、基本的権利が付与されるとする考えとも異なる。Wise の考えは、理性の自律性を権利の基盤に置くという、権利の理性主義に加担することになり、認識能力の点で大型類人猿から劣るマウスなどの苦しみは平等に配慮されないという可能性がある。実際に Wise が動物の権利という場合、大型類人猿の法人格を第一に考えており、その他の哺乳類はその次と考えている。

Francione の方は、感覚という功利主義の要素から、動物は苦しめられないという権利が生じると考える。現在の多くの動物実験の法やガイドラインに見られる、「不必要に動物が苦しめられないこと」という文言の、「不必要に」が抜け落ち、必要があっても苦しめない権利が動物にあると彼は考える。そしてそれは、そのものの性格 (characteristic) とは無関係に生じるというところが、カントの人格概念とも、リーガンの選好自律や生の主体概念とも異なっている。Francione は権利の根拠を感覚に置きながらも、功利主義の全体計算では、現状の動物の苦しみを真に救うことができないとして、帰結に焦点を当てた功利主義を拒否する。

この Francione の見解は、当然動物実験の倫理原則の 3Rs さえも否定したものである。3Rs は動物の実験使用そのものは前提となっており、できるだけ人道的に扱おうとする努力目標だからである。現実には 3Rs 原則に基づく実験規制を認めるかどうかで、福祉論の立場か権利の立場かで分けられるといわれている。動物実験倫理委員会で行われているコスト・ベネフィットは、基本的に功利主義を基盤に置いている。彼によれば、より良い扱い、より洗練された規制であっても、動物が物の地位である限り法に抜け穴が存在し、動物が経済的価値としての道具である限り、動物の現状の苦しみは変わらない。より良い扱いとは、奴隷の主人が奴隷の扱いについて使う言葉であると考えられる。

Francione はまた、動物の感覚が配慮されるべきというベンサムやシンガーの基準に依拠しているものの、彼らの肯定する痛みのない死にも反対する。感覚は生命を存続させるために発達したものであり、それゆえに感覚を持つものは生き続ける利益も持っているという。現時点の感覚や意識だけでなく、彼らは記憶などをもとに将来に対する予測を働か

せて生きている。ゆえに、Francione はベンサムが動物の利用そのものに反対しなかったことには異論を唱える。感覚は存続する生の利益へつながるので、他者や全体のために殺されるべきでない。ここから、功利主義者も動物実験を認めることはできず、感覚を経由しようとも、認識の能力から、人格概念の拡張を経由しようとも、動物実験の廃止へ向かうと主張する。

4.3 権利論に代わるアプローチの可能性—Kathy Hessler 氏の見解について

このような Francione の主張に対して、Kathy Hessler 氏は異なるアプローチを取っている。権利を中心にした議論への他の立場からの応答というのは、動物の保護をめぐっても見られるようになってきた。Hessler 氏は rights talk に代わって、配慮 (care) という言葉を人間にも動物に対しても用いている。そして協調的な世界と、動物を含めた弱者を搾取しないことを求めている。彼女は暴力や差別をしない、平和主義的なアプローチを取っている点で筆者にとって新鮮でさえあった。

動物実験については、Hessler 氏は、主に代替法の必要性について述べ、3Rs を徹底させることを主張する。しかし代替が不可能で、「必要」とされる多くの実験については踏み込んだ見解を示してはいない。おそらく彼女が「人間も動物も救える」可能性を模索しているためではないかと推測する。

以前筆者は米国における動物の権利論についての文献調査に基づき、動物実験について次のような主張を行っている。少々長いのだが、Hessler 氏との視点の相違を明らかにするために、引用する。

—現在の動物実験の福祉において、ベースとして功利主義が取られているが、それが実効性をもって動物の利益を保護するものにならない。その根拠は、動物が苦しみうる感覚を持っていることであるが、功利主義では常に動物には不利であることがいえる。そこで動物の感覚からでも、ある種のカント的絶対禁止を導くことを提案する。動物の耐え難い苦しみを禁止する厳しい基準は、人間の些細な理由の場合はもちろん、たとえ「必要だ」と主張される実験でも守られるべきである。なぜならば、動物の感覚は明らかであり、それは人間でも動物でも共通にこの世に存在する苦しみであるからである。動物は感覚を持つゆえに意識を持ち、それはそのものの世界を形作っている。よってその存在の外形に関わらず、そのような極度の苦痛は、いかなる理由を持ってしても正当化されない。

カント的立場からも、“person”を重視するのであれば、人間と動物の壁は取り払われるはずである。大型類人猿をはじめ、小さなマウスでさえ選好自律性を持つと考えられる。特に人間の marginal cases に適用されるような法的パターンリズムは、動物に対しても適用されるべきである。今後、動物実験倫理委員会での実験代諾を、形式的でなく、動物の利益を全面的に代弁する代理人の参加をもって対応する制度にするべきである。重い罪を犯した囚人でも、その権利を保護する制度がある。動物は、罪を犯していないし、道徳的主体としての義務はなくても、感覚ある道徳的受益者として道徳的社会の内側に入り、その利益を擁護する代理人を持つ権利を有すると考える。

このように、現在の動物の法のベースにある福祉アプローチの中に、ある種の実験の絶

対禁止の切り札や、道徳的重みとしての動物の権利の割合を多く取るような制度を導入すべきである。動物実験全面禁止のカント的絶対の立場を実際の社会に適用するのは困難であるが、このような形で動物の保護は実現していくと考える。いわば功利主義とカント論の混交であり、哲学的に純粹で潔い立場ではない。しかし動物がどんな場合でも他者に利用されるべきでないという絶対廃止論を取ると現実の法や制度との接点を失う。個人の主義として Francione のような動物搾取をしない人も徐々に増えており、倫理として物格廃止論には同意できるものの、合意と実効性を重んじる法へのアプローチとしては、現在は具体的な漸進的権利論の方が適していると考える。実際に、その根拠として感覚ゆえの極度の苦しみの排除と、“person” の拡張ゆえの尊重という、功利主義とカント主義の混交は、欧州地域でのある種の実験の禁止を導いている。その背後に想定される私が考える原理は、人間の利益や科学的必要性が常に優先されるべきでない、ある種の動物の「権利」が存在し、それは実行可能 (feasible) である、というものである。ここで動物は、もはや完全な「物」ではなく、保護されるべき利益を持つ存在として認識される⁸⁾。

このような見解に対して、「人間も動物も、あなたも私も生きる」方法を模索する平和主義的な Hessler 氏、care や相手との関係性を重んじるようなフェミニズム的な立場からはどのような返答が返ってくるのだろうか。明確な答えは未だ得られていないが、筆者は現在これら権利論に代わるアプローチの可能性について考えさせられている。

本稿は、実験動物の保護の在り方と、動物法の現状について述べてきた。これが日本の動物の法的並びに倫理的地位について、他の多くの領域と立場の人々に関心を持つきっかけとなることを願っている。そして日本だけでなく多くの国と人が調和する形で動物保護の枠組みが広がっていくことを望んでいる。Hessler 氏が示唆するように、人間同士が争いの中にあっては、動物の保護は実現できないであろうことは明らかだからである。

参考文献

- (1) Epstein, R. A. (2004). Animals as Objects, or Subjects, of Rights. In C. R. Sunstein, & M. C. Nussbaum, *Animal Rights* (pp. 143-160). Oxford University Press.
- (2) Favre, D. (2008). *Animal Law: Welfare, Interests, and Rights*. Aspen Publishers.
- (3) Francione, G. L. (2006). Equal Consideration and the Interest of Nonhuman Animals in Continued Existence: A Response to Professor Sunstein. *U. Chi. Legal F.* 231-252.
- (4) Ibrahim, D. M. (2006). Reduce, Refine, Replace: The Failure of the Three R's and the Future of Animal Experimentation. *U. Chi. Legal F.*, 195-229.
- (5) Kahn, J., & Dell, R. (1996). Animal Research: Law and Policy. In Simon & S. Macmillan, & W. T. Reich, *Encyclopedia of bioethics [Compact disc]*. New York: Macmillan Library Preference.
- (6) Nuffield Council on Bioethics. (2005). *The ethics of research involving animals*, 235.
- (7) Sunstein, C. R. (2004). Can Animals Sue? In S. R. Cass, & M. C. Nussbaum (Eds.), *Animal Rights: Current Debates and New Directions* (pp. 251-262). Oxford University Press.
- (8) Vanderau, M. L. (2006). Science at Any Cost: The Ineffectiveness and Underenforcement of the Animal Welfare Act. *Penn St. Envtl. L. Rev.*, 14, 721-741.
- (9) Waisman, S. S., Frasc, P. D., & Wagman, B. A. (Eds.). (2006). *Animal Law* (Third ed.). Carolina Academic Press.
- (10) 黒澤努. (2007). 実験動物施設の外部査察. 日薬理誌, 129, 31-34.
- (11) 佐神文郎. (2010). 動物実験施設の外部査察. 日薬理誌, 129, 31-34.
- (12) 青木人志. (2002). 動物の比較法文化—動物保護法の日欧比較—. 有斐閣.
- (13) 青木人志. (2009). 日本の動物法. 東京大学出版会.

- (14) 長尾亜紀. (2001). 大型類人猿の「法人格」から「動物の権利」へ Steven M. Wise, *Rattling the Cage: Toward Legal Rights for Animals*. アメリカ法 (2001-2), 424-430.
 - (15) 東海林克彦. (2005). 動物愛護管理法における実験動物の福祉. *Environ. Mutagen Res.*, 27, 121-124.
- 1) Guide for the Care and Use of Laboratory Animals: このガイドラインは1963年に発行されてから、65, 68, 72, 78, 85, 96年に改定された。当初はNIHによってのみ支持されていたが、1991年に実験動物資源局 Institute of Laboratory Animal Resources (ILAR) によって改訂が勧告され、93年にNRCによって改訂委員会が任命された。最新版はNIH、農務省、Veterans' Administrationによる経済的支援を受け、ILAR, Commission on Life Science, NRCが共同で名を連ねた形でNational Academy Pressから出版されている。文献によって、NRCガイド、NIHガイド、ILARガイドなどと記載されている。
 - 2) 799 F.2d 934 (4th Cir. 1986)
 - 3) Taub v. State 296 Md. 439, 463 A.2d 819 (1983)
 - 4) イギリスの動物実験制度と異なる点の一つである。
 - 5) 23 F.3d. 496 (D.C. Cir. 1994)
 - 6) 同様に、Animal Legal Def. Fund v. Espy, 29 F.3d 720 (D.C. Cir. 1994) がある。
 - 7) 幼児や精神障害者のように、法的自律性を持たない人間を指している。場合によっては胎児や脳死者を指すこともあるが、ここではその意味では用いていない。
 - 8) 拙稿「動物実験における法と倫理 —科学的必要性和動物の権利との相克—」(2007年修士論文より)